

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月10日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市白石区東札幌6条6丁目5番1号

氏 名 社会医療法人 北楡会 札幌北楡病院

理事長 米川 元樹

電話番号 011-865-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

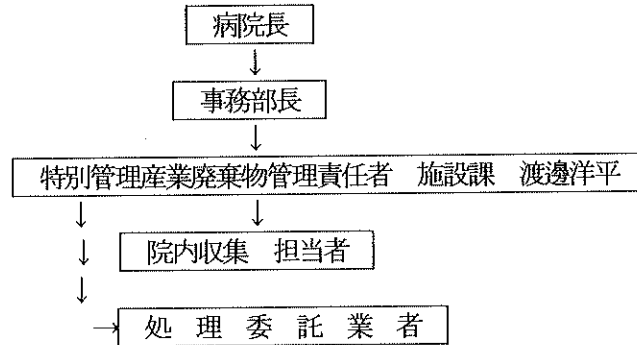
事業場の名称	社会医療法人 北楡会 札幌北楡病院
事業場の所在地	札幌市白石区東札幌6条6丁目5番1号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業 一般病院 [8311]
② 事業の規模	一般病院281床 医業収入11,100百万円 資本金50百万円
③ 従業員数	689人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性産業廃棄物院内収集 → 可燃・廃プラ類 → 院内で滅菌・破碎処理 ↓ ↓ ↓ 金属・ガラス類など 収集運搬業者に委託 (産業廃棄物) ↓ ↓ 収集運搬業者に委託 処分業者に委託 → 焼却 → 埋め立て ↓ ↓ 処分業者に委託 → 焼却 → 最終処分・セメント原料

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	403 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内で発生した感染性廃棄物403 tの内、廃プラおよび可燃物151 tを院内で滅菌破碎処理し1/3に減容して残渣物50 tが産業廃棄物として発生しました。 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	350 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年と同じく、院内で発生する感染性廃棄物350 tの内、廃プラ系および可燃物系180 tを院内で滅菌破碎処理し1/3に減容して残渣物60 tが産業廃棄物として発生します。 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類としては、主に医療行為で発生する感染性廃棄物（注射針等金属、COVID19対策で使用したディスポーザブル製品）、ごく一部として刃物等危険物、汚泥等。 分別として、感染性廃棄物（注射針、COVID19対策で使用したディスポーザブル製品）などはグレーペールボックスに分別、その他院内規定内の感染性廃棄物（廃プラ、可燃物）を白ペールボックスに分別。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類としては、現状同様。 分別として、感染性廃棄物（注射針等金属、COVID19対策で使用したディスポーザブル製品）などは現状同様グレーペールボックスに分別、その他院内規定内の感染性廃棄物（廃プラ、可燃物）の内容を一部見直し、より多くの感染性廃棄物を白ペールボックスに分別し、院内での滅菌破碎処理量を増加させる。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	101 t	t
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	120 t	t

(これまでに実施した取組)
 院内で発生した感染性廃棄物の内、廃プラ系および可燃物系151 tを院内で滅菌破碎処理し1/3に減容して残渣物50 tが産業廃棄物として発生しました。
 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。
 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。

(今後実施する予定の取組)
 院内で発生する感染性廃棄物の内、廃プラおよび可燃物180 tを院内で滅菌破碎処理し1/3に減容して残渣物60 tが産業廃棄物として発生します。
 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。
 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。
 ※ 作業員を増員し、感染性廃棄物（廃プラ、可燃物）の院内滅菌破碎処理量を増やし、感染性廃棄物の排出量を削減します。

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	感染性廃棄物処理残渣
	全 処 理 委 託 量	252 t	50 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	院内で発生した感染性廃棄物403 tの内、院内で滅菌破碎処理できない金属・ガラス類などの252 tを全処理委託しました。残り151 tを院内で滅菌破碎処理し1/3に減容して残渣物50 tが産業廃棄物として発生しました。 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	感染性廃棄物処理残渣
	全 処 理 委 託 量	170 t	60 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 院内で発生する感染性廃棄物350 tの内、院内で滅菌破碎処理できない 金属・ガラス類などの170 tを全処理委託。残り180 tを院内で滅菌 破碎処理し1/3に減容して残渣物60 tが産業廃棄物として発生しま す。 ※ 当院は発生したゴミを容積で管理しているため重量に換算。 ※ 感染性廃棄物の比重は0.35で計算しています。		
電子情報処理組織の使用に関する事 項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)	403 t	
	(今後実施する予定の取組等) 昨年度に続き、本年度も電子情報処理組織を使用します。 ※ 契約処理業者 北海道アオキ化学㈱		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。